

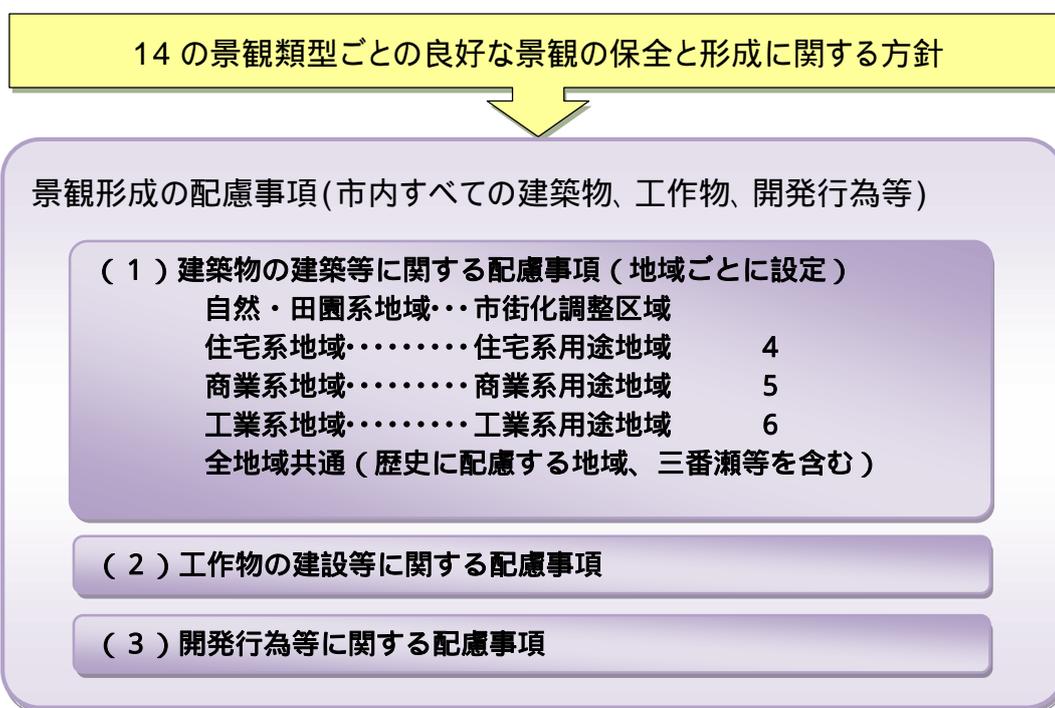
## 6. 良好な景観の形成を図るための配慮事項

14の景観類型ごとの良好な景観の保全と形成に関する方針を踏まえ、景観計画区域（船橋市全域）におけるすべての建築物の建築等 1、工作物の建設等 2、開発行為等 3を行う際に、事業者の方などが配慮する景観形成上の事項（以下「景観形成の配慮事項」という。）は、次のとおりとします。

建築物の建築等に関する「景観形成の配慮事項」は、まず、土地利用ごとの景観特性を際立たせるため、「自然・田園系地域」「住宅系地域」「商業系地域」「工業系地域」の土地利用に対応した4つの地域ごとに設定します。

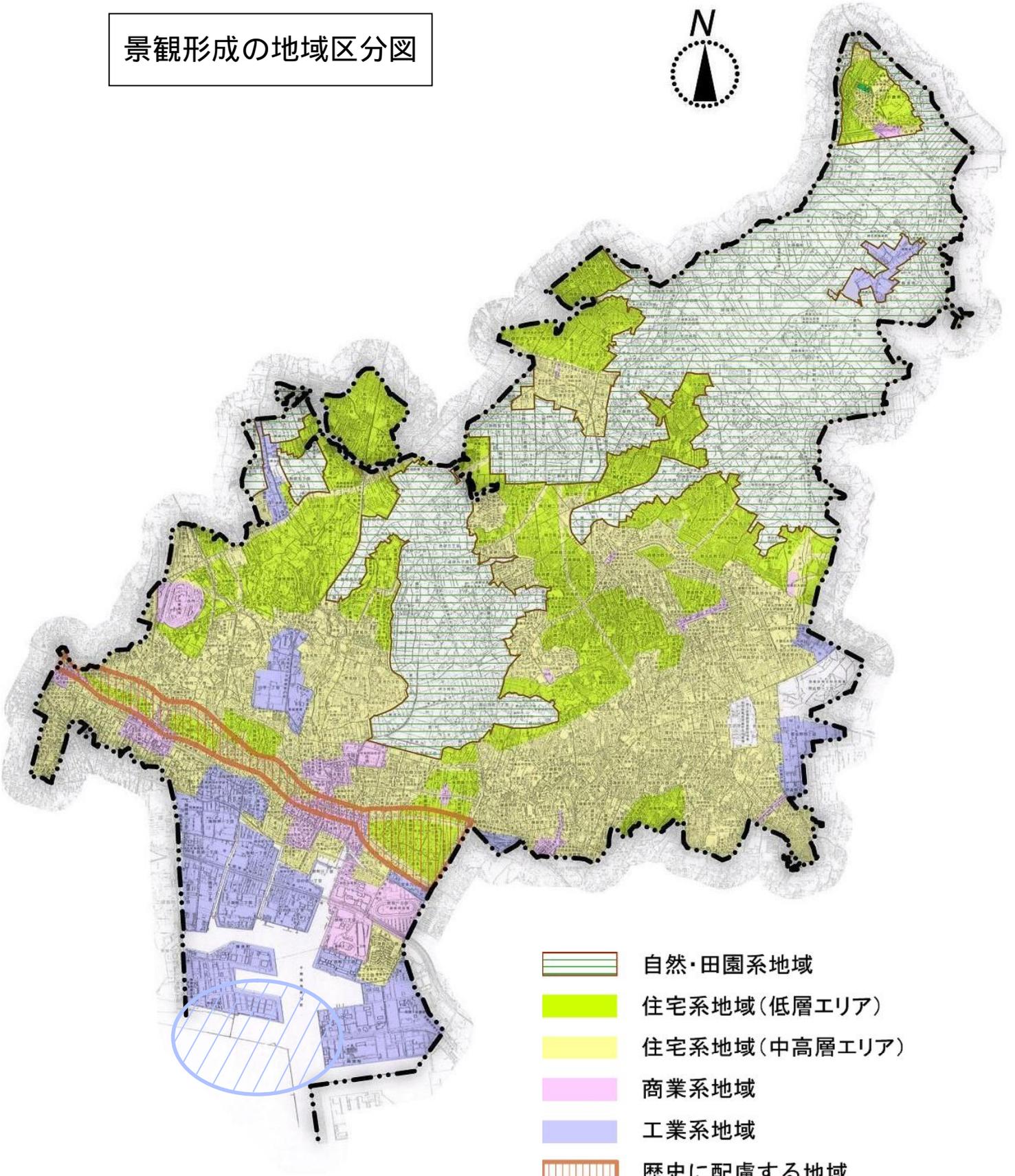
さらに、自然資源や都市施設に関連する景観類型ごとに特徴ある景観形成を進めるため、市内全域の共通事項として、「みどりの景観」「水辺景観」「湊の景観」「公共施設景観」「幹線道路や鉄道からの沿線景観」「駅及び駅前の景観」「歴史・文化景観」「レクリエーション施設の景観」といった8つの類型ごとに設定します。

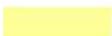
また、工作物の建設等、開発行為等についてもそれぞれ設定します。



- 1 建築物の建築等とは、建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更をいいます。
- 2 工作物の建設等とは、建築基準法施行令第138条に規定する工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更をいいます。
- 3 開発行為等とは、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為又は駐車場、資材置場等建築行為を目的としない土地の区画形質の変更をいいます。
- 4 住宅系用途地域とは、第1種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域、第1,2種住居地域、準住居地域をいいます。
- 5 商業系用途地域とは、近隣商業地域、商業地域をいいます。
- 6 工業系用途地域とは、準工業地域、工業地域、工業専用地域をいいます。

景観形成の地域区分図



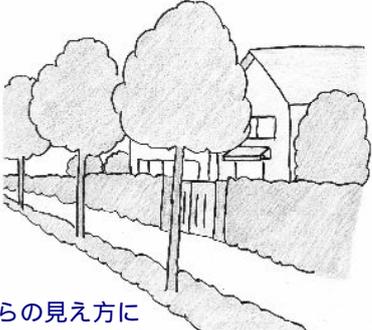
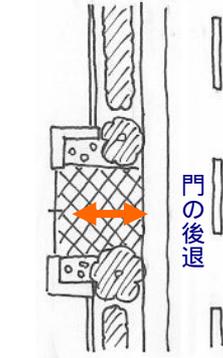
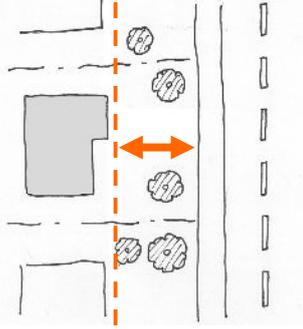
-  自然・田園系地域
-  住宅系地域(低層エリア)
-  住宅系地域(中高層エリア)
-  商業系地域
-  工業系地域
-  歴史に配慮する地域
-  三番瀬に配慮する地域

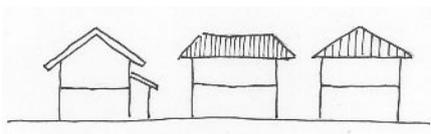
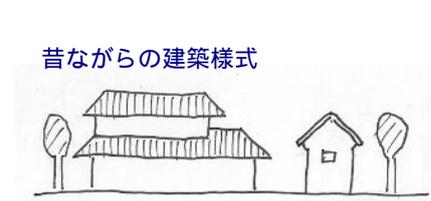


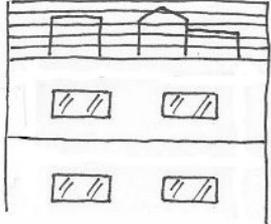
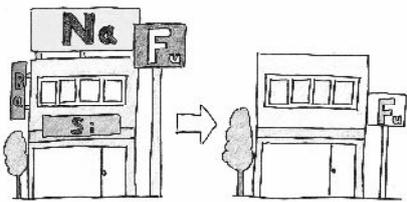
( 1 ) 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

自然・田園系地域の景観形成の配慮事項

建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

区分	自然・田園系地域 景観形成の配慮事項	
外構・位置・配置	<p>〔自然環境との共生への配慮〕 住宅地では、建て替えなどにあたり、土地の形質の変更を最小限に留めたり、雨水の浸透性に配慮したり、既存の緑地や樹林をできるだけ保存したりするなど、自然環境との共生に努める</p>	
	<p>〔敷地内の植栽〕 周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、敷地内において、通りからの見え方に配慮した樹種の構成及び樹木の配置を行う</p>	
	<p>〔みどりの維持管理と四季の演出〕 敷地の緑化にあたっては、持続的に適切な維持管理を行うように努める。使用する樹種は周辺の樹林等の植生に調和するよう配慮しながら、花や実をつける樹木や、紅葉する樹木などによって、四季の変化を楽しめるような空間をつくるよう努める</p>	
	<p>〔樹姿・樹勢にすぐれた樹木の活用〕 敷地内に樹姿または樹勢がすぐれた樹木・樹林などを有する場合は、それらの樹木等をシンボルとして地域の景観に活かすように努める</p>	
	<p>〔外構等のデザインの工夫〕 敷地の接道部においては、塀、柵、生垣・植栽、地面の仕上げ等に自然素材を積極的に活用するなどの工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、歩行空間の魅力向上に資するよう努める 敷地入り口では、門などをできるかぎり後退させ、周辺景観に配慮したデザインとするとともに、花壇やプランターボックス等により足元を積極的に緑化し、ゆったりとした雰囲気演出に努める よう壁等を設置する場合は、その高さをできるだけ低くおさえ、その上部に自然素材を用いるなど、周辺の景観と調和に配慮する</p>	 <p>門の後退</p>
	<p>〔壁面の位置の配慮〕 道路境界線から壁面をできるかぎり後退させ、圧迫感の少ない、ゆとりのある空間を確保する</p>	
	<p>〔まちなみの連続性への配慮〕 住宅などのまちなみの連続性がある地域では、周りの建築物の壁面位置や配置などに配慮し、まちなみの連続性を阻害することがないように努める</p>	<p>壁面の後退 まちなみの連続性に配慮</p>
	<p>〔みどりの景観への配慮〕 斜面林などのまとまった樹林地、公園や市民の森などのみどり豊かな公共施設と接する場合は、境界に面する敷地の緑化を行うなど、みどりとの調和に配慮する</p>	 <p>斜面林 谷津田 集落 斜面林</p>
	<p>〔昔ながらの集落形態への配慮〕 昔ながらの景観を有する集落では、敷地利用などの集落形態を大切にするとともに、周辺の建築物との調和に配慮する</p>	

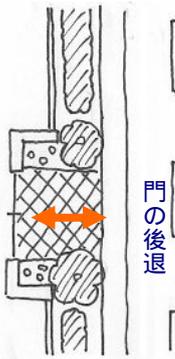
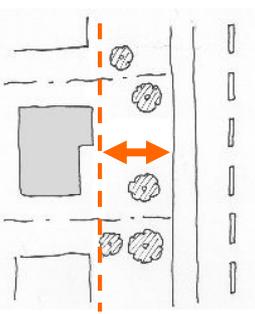
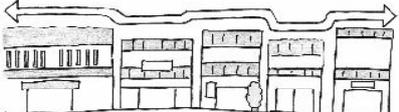
区分	自然・田園系地域 景観形成の配慮事項	
形態・意匠	<p>〔周辺景観との調和〕 敷地および周辺の地形や植生を活かすなど、周辺景観との調和に配慮し、まとまりのある形態および意匠とする</p> <p>〔勾配屋根〕 屋根は、原則として適度な軒の出を有する勾配屋根とし、周辺の景観や建築物との調和に配慮する</p> <p>〔壁面、開口部の配慮〕 壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺のまちなみとの調和に努める</p> <p>〔屋外階段、バルコニー、配管類の配慮〕 屋外階段、バルコニー等については、建築物本体等との調和が図られるよう、意匠等の工夫に努める。外部に設ける配管類は、目立ちにくくする</p> <p>〔昔ながらの建築様式への配慮〕 昔ながらの景観を有する集落では、1階に軒・庇を設けるなど、外観をできるだけ和風の建築様式の意匠とし、周辺の建築物との調和に配慮する</p>	 <p>周辺の地形と調和した形態</p>  <p>勾配屋根</p>  <p>昔ながらの建築様式</p>
	色彩	<p>〔周辺の建築物や背景の色彩との調和（基調色の色彩）〕 建築物の屋根及び外壁等の外観は、原則として、できる限り落ち着いた色彩、彩度（あざやかさ）の低い色を基調とし、原色や突出した色彩の使用は避ける 周辺の建物と色相やトーン（明度・彩度）を揃え、背景となる景観と調和する色彩を使用する</p> <p>〔昔ながらの色彩への配慮〕 昔ながらの景観を有する集落では、建築物の屋根及び外壁等の外観は、和風の建築様式と調和する色彩を使用するよう配慮する</p>
材料	<p>〔周辺景観との調和に配慮した材料の活用〕 光沢のある材料や反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用することは避ける</p> <p>〔建築物の維持管理への配慮〕 経年変化による建築物の外観の劣化によって、景観を損なうことのないよう、建築物の維持管理、保守に努める</p> <p>〔昔ながらの建築様式の材料への配慮〕 昔ながらの景観を有する集落では、日本瓦、しっくい塗壁、木材など、和風の建築様式に配慮した材料を使用するよう配慮する</p>	

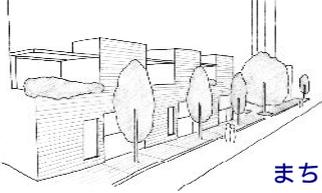
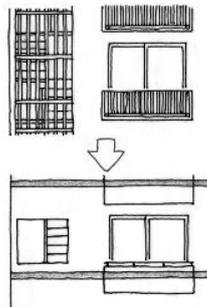
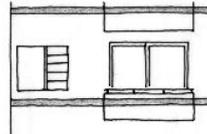
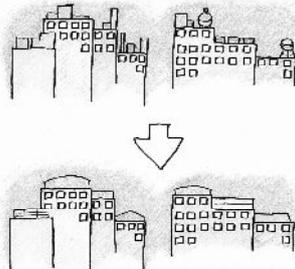
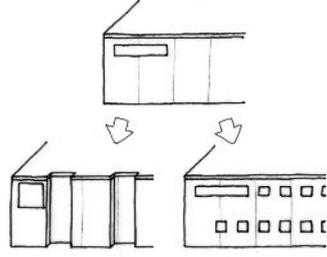
区分	自然・田園系地域 景観形成の配慮事項	
屋外設備等	<p>〔周辺景観や建築物本体との調和・一体化〕            屋上、外壁、建物周囲に設置する建築設備や配管類、工作物は、通りから見やすい場所への設置を避け、斜面林、田園、谷津田など、自然系景観への眺望をできるだけ阻害しないような配置とする。やむをえない場合には、ルーバー等の適当な覆いや建築物本体と調和した色彩を用いることなどにより、目立たないよう処置を講じる</p> <p>建築設備等を覆うルーバー等の覆い処置を講じる場合には、建築物本体と一体のものとしてデザイン・色彩・材料等を工夫する</p> <p>〔付帯設備・屋外広告物のデザイン〕            非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の屋外広告物等は、煩雑な印象を与えないように配置・規模・色彩・デザインに配慮し、建築物本体との調和を図る</p> <p>〔過度にならない照明〕            敷地内で照明をおこなう場合は、周辺に対して過剰な明るさにならないよう配慮する</p>	<p>通りからの見え方に配慮</p>  <p>煩雑にならない屋外広告物のデザイン</p> 
駐車場	<p>〔道路から目立たない構造〕            建築物に付属する駐車場(立体駐車場を含む)については、通りから直接見えにくい位置や構造とし、やむをえない場合には、植栽等を施すなどして、通りから目立たないよう努める</p> <p>〔周辺景観に調和した出入口〕            駐車場の出入口については、周辺の景観と調和したデザインに努める</p> <p>〔駐車場内の緑化〕            駐車場と道路との境は、生け垣や低木等の植栽による緑化に努める。場内においても緑化ブロック等や植栽による潤いづくりに配慮する</p> <p>〔雨水浸透性への配慮〕            大規模な駐車場では、透水性の高い舗装とするなど、雨水の浸透性を高めることにより、自然環境に配慮する</p>	<p>場内の緑化</p>  <p>通りから見えにくい位置</p>
その他	<p>〔付属施設・設置物等の配慮〕            建築敷地内の屋外広告物、自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、倉庫、機械室、その他の付属施設・設置物等については、通り等から直接見えにくいように周辺の緑化に努め、建築物本体や周辺の景観との調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める</p>	

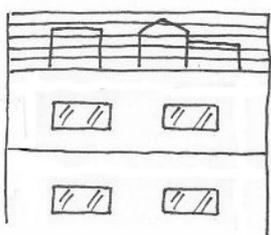
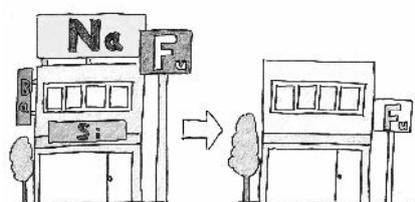
## 住宅系地域の景観形成の配慮事項

### 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

住宅系地域

区分	住宅系地域 景観形成の配慮事項	
外構・位置・配置	<p>〔自然環境との共生への配慮〕 建築物の建て替えなどにあたっては、土地の形質の変更は最小限に留め、雨水の浸透性に配慮したり、既存の緑地や樹林をできるだけ保存するなど、自然環境との共生に努める</p>	
	<p>〔敷地内の植栽〕 周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、敷地内において、通りからの見え方に配慮した樹種の構成及び樹木の配置を行う</p>	
	<p>〔みどりの維持管理と四季の演出〕 敷地の緑化にあたっては、持続的に適切な維持管理を行うように努める。使用する樹種は周辺の樹林等の植生に調和するよう配慮しながら、花や実をつける樹木や、紅葉する樹木などによって、四季の変化を楽しめるような空間をつくるよう努める</p>	
	<p>〔樹姿・樹勢にすぐれた樹木の活用〕 敷地内に樹姿または樹勢がすぐれた樹木・樹林などを有する場合は、それらの樹木等をシンボルとして地域の景観に活かすように努める</p>	<p>通りからの見え方に 配慮したみどりの演出</p>
	<p>〔外構等のデザインの工夫〕 敷地の接道部においては、塀、柵、生垣・植栽、地面の仕上げ等に自然素材を積極的に活用するなどの工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、歩行空間の魅力向上に資するよう努める 敷地入り口では、門などをできるかぎり後退させ、周辺景観に配慮したデザインとするとともに、花壇やプランターボックス等により足元を積極的に緑化し、ゆったりとした雰囲気演出に努める よう壁等を設置する場合は、その高さをできるだけ低くおさえ、その上部に自然素材を用いるなど、周辺の景観と調和に配慮する</p>	 <p>門の後退</p>
	<p>〔壁面の位置の配慮〕 道路境界線から壁面をできるかぎり後退させ、圧迫感の少ない、ゆとりのある空間を確保し、うるおいあるまちなみの創出に努める</p>	 <p>壁面の後退</p>
	<p>〔まちなみの連続性への配慮〕 住宅地など、まちなみの連続性がある地域では、周りの建築物の壁面位置や配置などに配慮し、まちなみの連続性を阻害することがないように努める</p>	<p>まちなみの連続性に配慮</p>
	<p>〔地域の歴史景観への配慮〕 昔ながらのまちなみや道路形態を有する地域では、地域の特性や周辺の建築物との調和に配慮する</p>	

区分	住宅系地域 景観形成の配慮事項	
	中高層住宅の基準	
形態・意匠	<p>〔歩行者空間の魅力向上〕 敷地の接道部においては、植栽、地面の仕上げ等の工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、歩行空間の魅力向上に資するよう努める</p>	 <p style="text-align: right;">低層部のまちなみの演出</p>
	中高層住宅の基準	
	<p>〔周辺景観との調和〕 敷地及び周辺の地形や植生を活かすとともに、周辺の建築物等との調和に配慮し、まとまりのある形態及び意匠とする</p> <p>〔壁面、開口部の配慮〕 壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺のまちなみとの調和を図る</p> <p>〔屋外階段、バルコニー、配管類の配慮〕 屋外階段、バルコニー等については、建築物本体等との調和が図られるよう、意匠等の工夫に努める。外部に設ける配管類は、目立ちにくくする</p>	 <p style="text-align: right;">周辺の地形と調和した形態</p>  <p style="text-align: center;">開口部・バルコニーの意匠の工夫</p>  <p style="text-align: center;">目立たない屋外階段</p>
中高層住宅の基準		
<p>〔周辺のまちなみに配慮した高さ〕 高さは、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模とし、建築物等と敷地との釣り合いを図る。やむを得ず周辺よりも高層となる場合、上層部のセットバックなど周辺のまちなみとの調和を図る</p> <p>〔上部や正面デザインの配慮〕 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、落ち着いたまちなみの形成に努める</p> <p>〔長大な壁面の配慮〕 平滑で長大な壁面が生じないように、陰影に配慮したデザインとする。壁面が大きくなる場合は、周辺のスケールにあわせて適度な分節化をするなどの工夫をし、圧迫感を軽減させる</p>	 <p style="text-align: center;">建物上部のデザインを整える</p>  <p style="text-align: center;">壁面の分節化 窓などのデザイン</p>	

区分	住宅系地域 景観形成の配慮事項	
色彩	<p>〔周辺の建築物や背景の色彩との調和（基調色の色彩）〕            建築物の屋根及び外壁等の外観は、原則として、できる限り落ち着いた色彩、彩度（あざやかさ）の低い色を基調とし、原色や突出した色彩の使用は避ける            周辺の建物と色相やトーン（明度・彩度）を揃え、背景となる景観と調和する色彩を使用する            多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する</p>	
材料	<p>〔周辺景観との調和に配慮した材料の活用〕            光沢のある材料や反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用することは避ける</p> <p>〔建築物の維持管理への配慮〕            経年変化による建築物の外観の劣化によって景観を損なうことのないよう、建築物の維持管理、保守に努める</p> <p style="text-align: center;">中高層住宅の基準</p> <p>〔素材感のある素材〕            歩行者の目線に近い低層部などには、外壁の仕上げに素材感のある石材や木材などを用いることにより、うるおいのあるまちなみの創出に努める</p>	
屋外設備等	<p>〔周辺景観や建築物本体との調和・一体化〕            屋上、外壁、建物周囲に設置する建築設備や配管類、工作物は、通りから見やすい場所への設置を避ける。            やむをえない場合には、ルーバー等の適当な覆いや建築物本体と調和した色彩を用いることなどにより、目立たないよう処置を講じる            建築設備等を覆うルーバー等の覆い処置を講じる場合には、建築物本体と一体のものとしてデザイン・色彩・材料等を工夫する</p> <p>〔付帯設備・屋外広告物のデザイン〕            非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の屋外広告物等は、煩雑な印象を与えないように配置・規模・色彩・デザインに配慮し、建築物本体との調和を図る</p> <p>〔過度にならない照明〕            敷地内で照明をおこなう場合は、周辺に対して過剰な明るさにならないよう配慮する</p>	<p>通りからの見え方に配慮</p>  <p>煩雑にならない屋外広告物のデザイン</p> 

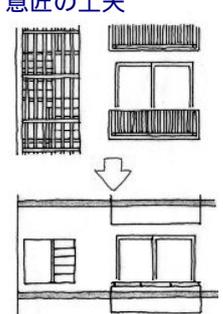
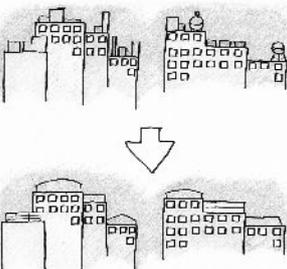
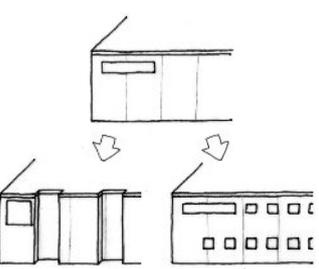
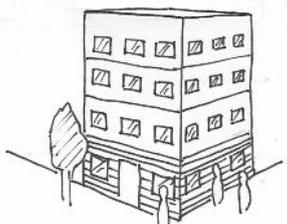
区分	住宅系地域 景観形成の配慮事項
駐 車 場	<p>〔道路から目立たない構造〕 建築物に付属する駐車場（立体駐車場を含む）については、通りから直接見えにくい位置や構造とし、やむをえない場合には、植栽等を施すなどして、通りから目立たないように努める</p> <p>〔周辺景観に調和した出入口〕 駐車場の出入口については、周辺の景観と調和したデザインに努める</p> <p>〔駐車場内の緑化〕 駐車場と道路との境は、生け垣や低木等の植栽による緑化に努める。場内においても緑化ブロック等や植栽による潤いづくりに配慮する</p> <p>〔雨水浸透性への配慮〕 大規模な駐車場では、透水性の高い舗装とするなど、雨水の浸透性を高めることにより、自然環境に配慮する</p> <div data-bbox="957 358 1420 627" style="text-align: right;"> <p>場内の緑化</p>  <p>通りから見えにくい位置</p> </div>
そ の 他	<p>〔付属施設・設置物等の配慮〕 建築敷地内の屋外広告物、自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、倉庫、機械室、その他の付属施設・設置物等については、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める</p>

住宅系地域

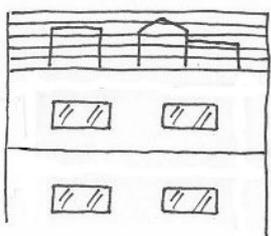
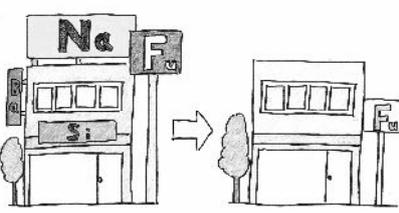
## 商業系地域の景観形成の配慮事項

### 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

区分	商業系地域 景観形成の配慮事項
外構・位置・配置	<p>〔敷地内の植栽〕                      周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、敷地内において、通りからの見え方に配慮した樹種の構成及び樹木の配置を行う</p> <p>〔既存樹木の維持活用と四季の演出〕                      敷地の緑化にあたっては、既存の樹木を活用するよう努めるとともに、持続的に適切な維持管理を行うように努める。周辺植生との調和に配慮しながら、花や実をつける樹木や、紅葉する樹木などによって、四季の変化を楽しめるうるおいのある空間をつくるよう努める</p>
	<p>〔大規模建築物の緑化〕                      周囲の景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物等にあつては、敷地の積極的な緑化に努め、まちなみとの調和に配慮する</p>
	<p>〔歩行者空間の魅力向上〕                      敷地の接道部においては、植栽、地面の仕上げ等の工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、店先へのオープンスペースの配置や、楽しさや滞在しやすい演出により、歩行空間の魅力向上に資するよう努める                      街角のアイストップとなる場所にあつては、シンボルツリーを配置したり、街角広場を配置するなど、スペースの演出により街角の魅力向上に努める</p>
	<p>〔まちなみの連続性への配慮〕                      周りの建築物の壁面の位置に揃えて建築物を配置し、まちなみの連続性に配慮する</p>
	<p>〔地域の歴史景観への配慮〕                      昔ながらのまちなみや道路形態を有する地域では、地域の特性や周辺の建築物との調和に配慮する</p>
	<div data-bbox="1018 398 1380 683" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1029 721 1396 757">通りからの見え方に配慮した植栽</p> <div data-bbox="1037 891 1372 1075" data-label="Image"> <p data-bbox="1125 896 1396 929">接道部のまちなみの演出</p> </div> <div data-bbox="1013 1153 1404 1400" data-label="Image"> <p data-bbox="1085 1422 1356 1456">まちなみの連続性に配慮</p> </div>

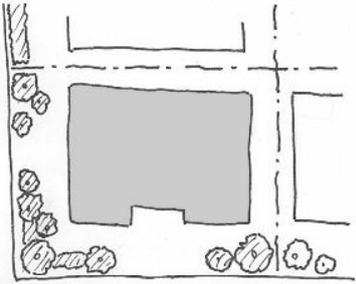
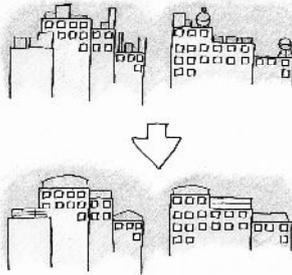
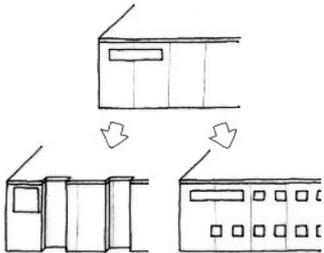
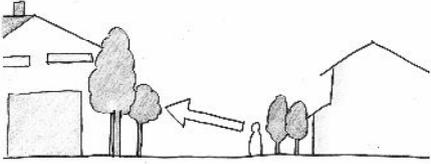
区分	商業系地域 景観形成の配慮事項	
形態・意匠	<p>〔壁面、開口部の配慮〕 壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺のまちなみとの調和を図る</p> <p>〔屋外階段、ベランダ、配管類の配慮〕 屋外階段、ベランダ等については、建築物本体等との調和が図られるよう、意匠等の工夫に努める。外部に設ける配管類は、目立ちにくくする</p> <p>〔周辺のまちなみに配慮した高さ〕 高さは、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模とし、建築物等と敷地との釣り合いを図る。やむを得ず周辺よりも高層となる場合、上層部のセットバックなど周辺のまちなみとの調和を図る</p> <p>〔上部や正面デザインの配慮〕 建築物等の上部及び正面のデザインに特に配慮し、賑わいのあるまちなみの形成に努める</p> <p>〔長大な壁面の配慮〕 平滑で長大な壁面が生じないよう、陰影に配慮したデザインとする。壁面が大きくなる場合は、周辺のスケールにあわせて適度な分節化をするなどの工夫をし、圧迫感を軽減させる</p> <p>〔周辺の住宅地への配慮〕 住宅地に面する商業地では、落ち着いた形態・意匠とし、周辺に広がる住宅地の景観との調和に配慮する</p> <p>〔共同住宅を建築する際の配慮〕 大規模な共同住宅を建築する際は、周辺の商業地景観との調和に配慮する。</p>	<p>開口部・ベランダの意匠の工夫</p>  <p>目立たない屋外階段</p>  <p>建物上部のデザインを整える</p>  <p>壁面の分節化 窓などのデザイン</p> 
色彩	<p>〔周辺の建築物や背景の色彩との調和（基調色の色彩）〕 建築物の屋根及び外壁等の外観は、原色や突出した色彩など、著しく派手な色彩を避け、周辺の建築物等と調和した色彩とする 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する</p>	
材料	<p>〔周辺の景観との調和に配慮した材料の活用〕 光沢のある材料や反射光の生じる素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する</p> <p>〔建築物の維持管理への配慮〕 経年変化による建築物の外観の劣化によって景観を損なうことのないよう、建築物の維持管理、保守に努める</p> <p>〔素材感のある素材〕 歩行者の目線に近い低層部などは、外壁の仕上げを素材感のある石材や木材などを用いることにより、にぎわいのある歩行空間の確保に努める</p>	 <p>低層部はにぎわいに配慮</p>

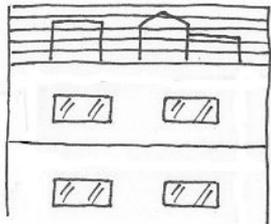
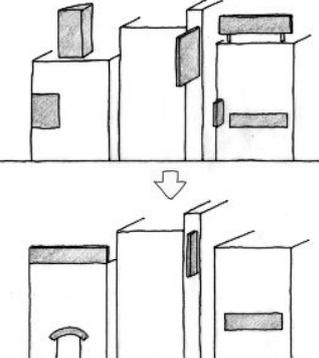
商業系地域

区分	商業系地域 景観形成の配慮事項	
屋外設備等	<p>〔周辺景観や建築物本体との調和・一体化〕            屋上、外壁、建物周囲に設置する建築設備や配管類、工作物は、通りから見やすい場所への設置を避け、やむをえない場合には、適当な覆いや建築物本体と調和した色彩を用いることなどにより、外部から目立たないよう処置を講じる            建築設備等を覆うルーバー等の覆い処置を講じる場合には、建築物本体と一体のものとしてデザイン・色彩・材料等を工夫する</p> <p>〔付帯設備・屋外広告物のデザイン〕            非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の屋外広告物等は、煩雑な印象を与えないように配置・規模・色彩・デザインに配慮し、建築物本体との調和を図る</p> <p>〔壁面緑化・屋上緑化〕            都市部における良好なみどりの景観の創出のため、外壁の緑化・屋上部分の緑化等を積極的に行い、うるおいある空間をつくるよう努める</p> <p>〔過度にならない照明〕            敷地内で照明をおこなう場合は、周辺に対して過剰な明るさにならないよう配慮する。回転灯、ネオン灯、サーチライト等による過度な光による演出は避けるよう努める</p>	<p>通りからの見え方に配慮</p>  <p>煩雑にならない屋外広告物のデザイン</p> 
駐車場	<p>〔道路から目立たない構造〕            建築物に付属する駐車場（立体駐車場を含む）については、通りから直接見えにくい位置や構造とし、やむをえない場合には、植栽等を施すなどして、通りから目立たないよう努める</p> <p>〔周辺景観に調和した出入口〕            駐車場の出入口については、周辺の景観と調和したデザインに努める</p> <p>〔駐車場内の緑化〕            駐車場と道路との境は、生け垣や低木等の植栽による緑化に努める。場内においても緑化ブロック等や植栽による潤いづくりに配慮する</p> <p>〔雨水浸透性への配慮〕            大規模な駐車場では、透水性の高い舗装とするなど、雨水の浸透性を高めることにより、自然環境に配慮する</p>	<p>場内の緑化</p>  <p>通りから見にくい位置</p> 
その他	<p>〔付属施設・設置物等の配慮〕            建築敷地内の屋外広告物、自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、倉庫、機械室、その他の付属施設・設置物等については、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める</p>	

## 工業系地域の景観形成の配慮事項

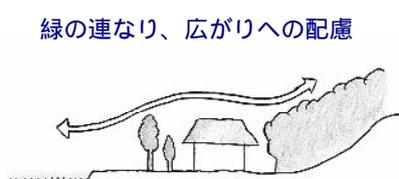
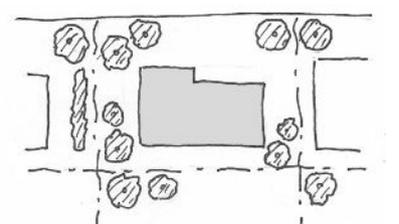
### 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

区分	工業系地域 景観形成の配慮事項		
外構・位置・配置	<p>〔敷地内の植栽〕 周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、敷地内において、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行う</p> <p>〔既存樹木の維持活用と四季の演出〕 敷地の緑化にあたっては、既存の樹木を活用するよう努めるとともに、持続的に適切な維持管理を行うように努める。周辺植生との調和に配慮しながら、花や実をつける樹木や、紅葉する樹木などによって、四季の変化を楽しめるうるおいのある空間をつくるよう努める</p> <p>〔垣、柵の配慮〕 垣、柵等を設ける場合は、歩行者空間からできるかぎり後退させ、生垣等による緑化を図る。高さを抑え、透過性を高めることで開放感に考慮し、圧迫感をなくすよう努める</p> <p>〔壁面の位置の配慮〕 道路境界線から壁面をできるかぎり後退させ、通りへの威圧感及び圧迫感を軽減するよう努める</p>	 <p data-bbox="1007 712 1369 741">通りからの見え方に配慮した植栽</p>	
	<p>〔周辺景観との調和〕 敷地及び周辺の地形や植生を活かすとともに、周辺の建築物等との調和に配慮し、まとまりのある形態及び意匠とする</p> <p>〔壁面、開口部の配慮〕 壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺のまちなみとの調和を図る</p> <p>〔周辺のまちなみに配慮した高さ〕 高さは、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模とし、建築物等と敷地との釣り合いを図る。やむを得ず周辺よりも高層となる場合は、上層部の形態及び意匠を工夫し、周辺のまちなみとの調和を図る</p> <p>〔上部や正面デザインの配慮〕 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、落ち着いたまちなみの形成に努める</p> <p>〔長大な壁面の配慮〕 平滑で長大な壁面が生じないよう、陰影に配慮したデザインとする。壁面が大きくなる場合は、周辺のスケールにあわせて適度な分節化をするなどの工夫をし、圧迫感を軽減させる</p> <p>〔周辺の住宅地への配慮〕 住宅地に面する工業地では、落ち着いた形態・意匠とし、周辺に広がる住宅地の景観との調和に配慮する</p>	 <p data-bbox="1054 1391 1369 1420">建物上部のデザインを整える</p>  <p data-bbox="1027 1749 1417 1778">壁面の分節化 窓などのデザイン</p>  <p data-bbox="1027 2007 1321 2036">住宅地景観との調和に配慮</p>	
	形態・意匠		

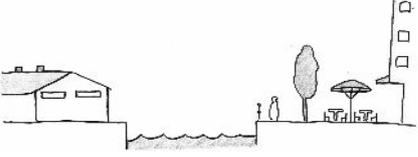
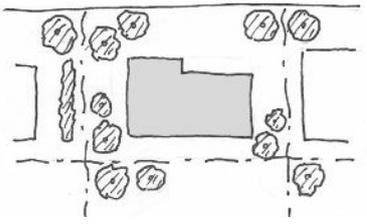
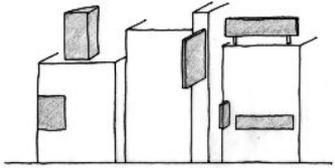
区分	工業系地域 景観形成の配慮事項	
色彩	<p>〔周辺の建築物や背景の色彩との調和（基調色の色彩）〕            建築物の屋根及び外壁等の外観は、原色や突出した色彩など、著しく派手な色彩を避け、周辺の建築物等と調和した色彩とする            多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する</p>	
材料	<p>〔周辺の景観との調和に配慮した材料の活用〕            光沢のある材料や反射光の生じる素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮する</p> <p>〔耐久性、維持管理に優れた材料の活用〕            経年変化による建築物の外観の劣化によって、景観を損なうことのないよう、耐久性や維持管理に優れ、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用する</p>	
屋外設備等	<p>〔周辺景観や建築物本体との調和・一体化〕            屋上、外壁、建物周囲に設置する建築設備や配管類、工作物は、通りから見やすい場所への設置を避け、やむをえない場合には、適当な覆いや建築物本体と調和した色彩を用いることなどにより、外部から目立たないように処置を講じる            建築設備等を覆うルーバー等の覆い処置を講じる場合には、建築物本体と一体のものとしてデザイン・色彩・材料等を工夫する</p> <p>〔付帯設備・屋外広告物のデザイン〕            非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の屋外広告物等は、煩雑な印象を与えないように配置・規模・色彩・デザインに配慮し、建築物本体との調和を図る</p> <p>〔壁面緑化・屋上緑化〕            良好なみどりの景観の創出のため、外壁の緑化・屋上部分の緑化等を積極的に行い、うるおいある空間をつくるよう努める</p> <p>〔過度にならない照明〕            敷地内で照明をおこなう場合は、周辺に対して過剰な明るさにならないよう配慮する。回転灯、ネオン灯、サーチライト等による過度な光による演出は避けるよう努める</p>	<p>通りからの見え方に配慮</p>  <p>煩雑にならない屋外広告物のデザイン</p> 
その他	<p>〔付属施設・設置物等の配慮〕            建築敷地内の屋外広告物、自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、倉庫、機械室、その他の付属施設・設置物等については、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める</p>	

自然資源や都市施設に関連した景観形成の配慮事項（全地域共通）

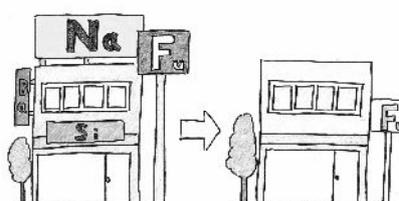
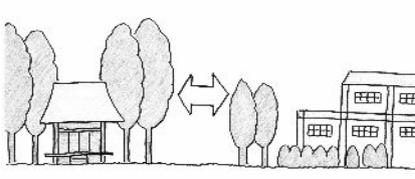
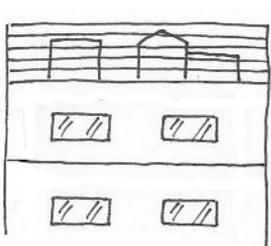
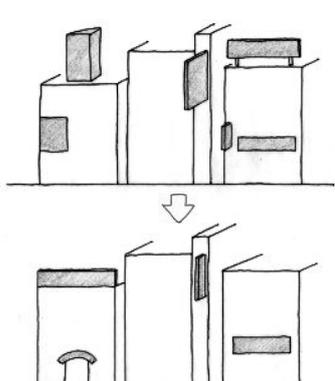
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

区分	景観形成の配慮事項	
<p>みどりの景観</p>	<p>斜面林、松林、田園、社寺林や屋敷林など、特徴あるみどり豊かな地域</p>	<p>〔みどりの保存〕 斜面林や松林など、みどりの景観を特徴づけているものはできるだけ保存し、みどりに配慮した計画とする。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめ、復元に努める</p> <p>〔壁面の位置の配慮〕 みどりとの敷地境界からできるだけ壁面を後退させ、敷地の緑化を行うなど、みどりの連続性を阻害することのないよう配慮する</p> <p>〔背景となる稜線やみどりの連なり・田園の広がり等への配慮〕 斜面林や谷津田、のびやかに広がる田園など、良好な自然系景観を背景とする場合には、その連続性や空間のまとまりを著しく損なうことがないよう、形態および意匠の工夫に努める</p> <p>〔公共施設への配慮〕 公園や市民の森など、みどり豊かな公共施設と接する場合は、境界に面する敷地の緑化を行うなど、みどりとの調和に配慮する</p>  <p>緑の連なり、広がりへの配慮</p>  <p>敷地境界の緑化</p>
<p>水辺景観</p>	<p>河川、水路、池沼など、水辺に接する地域</p>	<p>〔壁面の位置の配慮〕 水辺との敷地境界からできるだけ壁面を後退させ、敷地境界の緑化を行うなど、水辺景観との調和に配慮する</p> <p>〔水辺に顔を向けた配置〕 商業地・工業地の水辺に接する地域にあっては、水辺に顔を向けた建築物の配置とする</p> <p>〔見え方に配慮した壁面等のデザイン〕 商業地・工業地の水辺に接する地域にあっては、建築物の壁面等を公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する</p> <p>〔適切な規模・デザインの屋外広告物〕 水辺側の屋外広告物については、極力掲出を控え、周辺の景観との調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める</p> <p>〔歩行者空間の魅力向上〕 水辺に面する敷地内の空地は、低中木または生垣による緑化など、うるおいある歩行空間の確保に努める</p>  <p>みどりを配置して水辺との連なりを配慮</p> <p>壁面後退 水辺に顔を向けた配置</p>

自然資源や都市施設に関連した景観形成の配慮事項

区分	景観形成の配慮事項	
湊の景観	船橋港など、湊に接する地域	<p>〔壁面の位置の配慮〕 海辺側の敷地境界からできるだけ壁面を後退させる</p> <p>〔海辺に顔を向けた配置〕 海辺に顔を向け、海辺への眺望に配慮した建築物の配置とする</p> <p>〔海辺へのアクセスの配慮〕 海辺へのアクセスのしやすさに配慮した位置・配置とする</p> <p>〔見え方に配慮した壁面等のデザイン〕 建築物の壁面等を公共性の高い部分として、船舶や対岸からの見え方に配慮した、親しみのあるデザイン等に努める</p> <p>〔適切な規模・デザインの屋外広告物〕 海辺側の屋外広告物については、極力掲出を控え、周辺の景観との調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める</p> <p>〔歩行者空間の魅力向上〕 海辺に面する敷地内の空地は、低中木または生垣による緑化など、うるおいある歩行区間の確保に努める</p>  <p style="text-align: center;">海辺に配慮した位置・配置</p>
公共施設景観	市役所、公民館、文庫施設、公園などの公共施設に接する地域	<p>〔公共施設への配慮〕 公共施設との境界に面する敷地の緑化を行うなど、公共施設との調和に配慮する</p> <p>公共施設そのものの景観形成については、先導的な整備を図るとともに、「景観重要公共施設」制度の活用を検討します。</p>  <p style="text-align: center;">敷地境界の緑化</p>
幹線道路や鉄道からの沿線景観	幹線道路沿道や鉄道沿線にあって、車窓から見渡せる地域	<p>〔周辺の建物への配慮〕 旧街道の沿道では、伝統的な敷地利用を大切に、周辺の建築物との調和に配慮する</p> <p>〔昔ながらの建築様式への配慮〕 旧街道の沿道では、昔ながらの和風の建築様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努める</p> <p>〔にぎわいや開放感の演出〕 にぎわいのある商業地にあつては、建物の低層部は、商業施設で構成するとともに、ショーウィンドウの設置、開口部を広くとるなど、にぎわいや開放感を演出する</p> <p>〔見え方に配慮した壁面等のデザイン〕 鉄道及び幹線道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する</p> <p>〔道路・鉄道からの見え方に配慮した屋外設備等〕 幹線道路沿道や鉄道沿線の地域にあって、屋上に建築設備等を覆うルーバー等の覆い処置を講じる場合には、通りや鉄道からの見え方に配慮したデザイン等に努める</p> <p>〔適切な規模・デザインの屋外広告物〕 広告物等は煩雑な印象を与えないようにデザインに配慮するとともに、掲出をできるだけ少なくし、周辺の景観への影響を必要最小限にとどめる</p>  <p style="text-align: center;">まちなみの連続性に配慮</p>  <p style="text-align: center;">低層部のまちなみの演出</p>  <p style="text-align: center;">煩雑にならない 屋外広告物のデザイン</p>

自然資源や都市施設に関連した  
景観形成の配慮事項

区分	景観形成の配慮事項	
駅及び駅前 の景観	駅及び駅前 広場等に 面する 地域	<p>〔適切な規模・デザインの屋外広告物〕 屋外広告物の掲出にあたっては、適切な規模・デザインにより、乱雑さを防ぎ、周辺の景観への影響の軽減を図る</p> <p style="text-align: right;">煩雑にならない 屋外広告物のデザイン</p> 
歴史・文化 景観	寺社仏閣など の歴史的 建造物に接 する地域	<p>〔歴史的建造物等への配慮〕 歴史的建造物を尊重した配置とし、境界に面する敷地の緑化を行うなど、歴史的建造物との調和に配慮する</p>  <p style="text-align: right;">敷地境界の緑化</p>
レクリエーション 施設の景観	レクリエーション 施設及び 周辺地域	<p>〔周辺の住宅地への配慮〕 住宅地に面する商業地では、落ち着いた形態・意匠とし、周辺に広がる住宅地の景観との調和に配慮する</p> <p>〔道路・鉄道からの見え方に配慮した屋外設備等〕 幹線道路沿道や鉄道沿線の地域にあって、屋上に建築設備等を覆うルーバー等の覆い処置を講じる場合には、通りや鉄道からの見え方に配慮したデザイン等に努める</p> <p>〔適切な規模・デザインの屋外広告物〕 広告物等は、煩雑な印象を与えないようにデザインに配慮するとともに、掲出をできるだけ少なくし、周辺の景観への影響を必要最小限にとどめる</p> <p>〔大規模建築物の緑化〕 周囲の景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物等には、敷地の積極的な緑化に努め、まちなみとの調和に配慮する</p> <p style="text-align: right;">通りからの見え方に配慮</p>  <p style="text-align: right;">煩雑にならない 屋外広告物のデザイン</p> 

自然資源や都市施設に関連した  
景観形成の配慮事項

## (2) 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更

区分	工作物 景観形成の配慮事項
基本	基本的には、建築物の景観形成の配慮事項（～）に準じるほか、工作物の種類および用途に応じて、下記の基準に従って配置・意匠・外構を工夫し、周辺の景観との調和を図る
配置	〔敷地外からの見え方への配慮〕 道路に面する部分など目立つ場所への設置を避けるように努める 周辺への圧迫感を軽減するためのスペースを確保するよう努める
形態・意匠	〔周辺の景観と調和するデザイン〕 周辺の景観と調和し、まとまりのある形態・意匠となるよう努める よう壁については、壁面の緑化、石材などの自然素材を用いるなど、色彩・構造の工夫等により、周辺の景観との調和に努める
色彩	〔周辺の景観と調和する色彩（基調色の色彩）〕 彩度の低い色彩を用いることにより、周辺の景観との調和に努める
外構	〔境界部分及び敷地内の緑化〕 敷地境界部においては、周辺への圧迫感を軽減するため、高木や生垣などの配置に努める 工作物の足元の緑化に努め、うるおいを創出する

## (3) 開発行為等

区分	開発行為等 景観形成の配慮事項
開発行為等	<p>〔地域特性の尊重〕 敷地内および周辺の良好な樹林や樹木、河川、水辺等を活かすよう配慮する</p> <p>〔土地の形質の変更（法面の修景・緑化等）〕 敷地および敷地周辺の自然地形を活かし、既存地形の改変を少なくするよう努め、大規模な法面やよう壁が生じないように配慮する 法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、緑化等による修景に努める よう壁については、前面の緑化、色彩・構造の工夫等により景観への影響の軽減に努めるなど、周辺景観との調和に努める</p> <p>〔大規模な宅地開発における良好なまちなみ・景観への配慮〕 大規模な宅地開発にあつては、道路や河川、公園、保存すべき樹木や崖線など、周辺の景観との調和を考えた土地利用、施設の配置とするよう努める ゆとりある宅地規模を確保し、建物の配置に余裕をもたせるよう努める</p> <p>〔植栽〕 周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図られるよう、敷地内において、通りからの見え方に配慮した樹種の構成及び樹木の配置を行う。 敷地内に、高さ 10m 以上の健全な樹木又は、高さ 5m 以上かつ 300 m<sup>2</sup> 以上の健全な樹木の集団を有する場合は、それらの樹木等をシンボルとして地域の景観に活かすよう努める。</p>